

酪農乳業需給変動対策特別事業実施要領

一般社団法人 Jミルク
制定 2025年10月6日

第1条 (目的)

本要領は、酪農乳業が持続可能な産業として発展するためには、生乳需給の安定を通じて、生産基盤を維持するとともに牛乳乳製品の安定的な供給を図る必要がある。このため、乳製品在庫削減対策などの需要拡大対策や計画的増産対策などを通じて、安定した需給環境を維持し、生乳取引及び酪農乳業経営の安定を図ることを目的とする。

第2条 (適用)

一般社団法人Jミルク(以下「Jミルク」という。)が定める酪農乳業需給変動対策特別事業実施要綱(2025年2月21日制定。以下「要綱」という。)第3条に規定する事業実施主体が、要綱第4条に定める事業を実施するにあたり、本要領に定めるところによる。

第3条 (財源)

酪農乳業需給変動対策特別事業の実施に要する費用は、要綱第2条に定める生産者及び乳業者からの財源拠出により造成された酪農乳業需給変動対策基金を使用するものとする。

第4条 (事業実施主体)

1. 本事業の実施主体は、次に掲げる者であってJミルクが認める者とする。

イ. 農業協同組合連合会

ロ. 需給変動対策基金に拠出する生乳生産者及び生乳販売事業者

ハ. 乳製品在庫調整実施乳業者(以下「在庫調整乳業者」という。)

2. 在庫調整乳業者とは、需給変動対策基金への拠出を行っている乳業者(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条第2項に規定する乳業を行う者)をいう。

3. 需給変動対策基金に拠出する生乳生産者とは、生乳流通事業者や乳業者等に委託販売又は販売を行った「全ての取引乳量」で拠出を行っている生乳生産者をいう。

第5条 (事業の内容)

Jミルクが事業検討指標に基づき協議の上、実施する事業は次のとおりとする。なお、1～3に掲げる各対策はJミルク会長が別に定める細則に基づき実施するものとする。

1. 乳製品在庫削減対策

イ 事業実施主体が、脱脂粉乳等の国産乳製品を、飼料用や輸入調製品等と置換える又は海外へ輸出するなどの際に生じる合理的な価格低落相当額の助成

ロ 事業実施主体が、Jミルクが認める数量の乳製品在庫を長期保管する際の経費への助成

2. 計画的増産対策

Jミルクは、中長期的に乳製品が大幅に不足すると見込まれる場合に、酪農乳業関係者に必要な情報発信を行い、需要に見合った生乳生産を促すものとする。

それでもなお、中長期的に乳製品の不足が見通される場合には、事業実施主体が、生乳生産に影響を及ぼす要因を踏まえて生乳生産者が実施する増産に関する取り組みに対して助成を行う。

3.Jミルクの理事会が特に認めた対策

4.本事業を円滑に推進するために必要な取り組み

第6条（事業の開始及び終了）

1. 第5条の事業を実施する場合は、別表に定める事業実施検討指標や中期的な需給見通し等を踏まえ、戦略ビジョン推進特別委員会にて実施の可否について検討し、その検討結果を踏まえて理事会が事業実施の可否を決定するものとする。
2. 災害等により、理事会を開催する十分な時間を取ることができず、また迅速に事業を実施する十分な必要性がある場合には、戦略ビジョン推進特別委員会において、事業実施を決定することができるものとする。
3. 事業を終了する場合は、戦略ビジョン推進特別委員会にて需給状況等を踏まえ、継続又は終了を検討し、その検討結果を踏まえ、Jミルク理事会が決定するものとする。

第7条（Jミルクの助成）

Jミルクは、本要領第4条により定める細則に基づき、事業実施主体から助成申請のあった経費について助成することができるものとする。

第8条（事業実施計画及び助成金の支払い手続等）

事業実施主体は、本要領第4条により定める細則に基づき手続きを行うものとする。

第9条（事業の推進及び運営）

1. Jミルク及び事業実施主体は、農林水産省、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施に努めるものとする。
2. Jミルクは、事業の円滑な運営を図るため人員確保等の事業運営体制を構築するとともに、予算の範囲内で事業の推進に必要な経費を基金から支出できるものとする。

第10条（消費税及び地方消費税の取り扱い）

事業実施主体は、会長に対して助成金交付申請書を提出するにあたり、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合には、これを当該助成金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

第11条（帳簿等の整備保管等）

1. 事業実施主体は、本事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
2. 会長は、本要領に定めるもののほか、本事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に

対し、調査又は報告を求めることができるものとする。

第12条（助成金の返還）

1. 本事業の要件に反していることが判明した場合、Jミルクは、事業実施主体に対する助成金の支払い決定の全部又は一部を取り消すことができる。
2. すでに助成金が支払われているときは、Jミルクは、期限を定め、事業実施主体に対し助成金の返還を命じるものとする。

第13条（その他）

本要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、Jミルク会長が別に定めるものとする。

附則

本要領は、2025年10月1日から施行する。

《別表 事業実施検討指標《乳製品在庫削減対策 実施に係る検討指標》

	実施に係る検討指標	詳細	検討開始指標		実施開始目安	
			脱脂粉乳	バター	脱脂粉乳	バター
1	国内における脱脂粉乳等の年度末在庫数量が一定基準を上回ると予測された場合	Jミルクが策定し公表する需給見通しにおいて年度末在庫量が次の水準(在庫月数)を上回る	6.0ヶ月	5.5ヶ月	8.0ヶ月	6.5ヶ月
2	国内における脱脂粉乳等の在庫数量が一定基準を上回った場合	毎月公表される牛乳乳製品統計(農林水産統計)で、在庫数量が次の基準を2か月連続で上回る 尚、バラバター(冷凍)は形態別バターの需給表(独立行政法人農畜産業振興機構)で在庫数量が次の基準を連続で上回る	6.0ヶ月	5.5ヶ月 又はバラ バター 13.0ヶ月	8.0ヶ月	6.5ヶ月 又はバラ バター 16.0ヶ月
3	乳業者及び全国農業同組合連合会・全国酪農業協同組合連合会(以下、全国連)で脱脂粉乳等の在庫数量が一定水準を上回った場合	Jミルクが乳業者及び全国連に実施する調査により、在庫水準が次の基準を調査実施月から6か月遡って2か月以上ある乳業者及び全国連が3団体以上ある	6.0ヶ月	5.5ヶ月	8.0ヶ月	6.5ヶ月

※在庫月数計算方法

当該月から12ヶ月前まで遡った一年間の当該社の平均需要量(kg/月)を、当該月末在庫で割る(小数点第2位を四捨五入)

但し、在庫対策等の特殊需要は除いて計算する

※上記の指標以外に中期的な需給見通し等も検討指標とする

《計画的増産対策 実施に係る検討指標》

	実施に係る検討指標	詳細
1	乳製品が大幅に不足すると見込まれる時	Jミルクにおける中長期見通し及び乳製品の逼迫状況や要因を踏まえ、適切な対策を目指し、必要な各種データに基づき分析し、実施の可否について判断する

《各対策共通 発動に係る検討指標》

	実施に係る検討指標	詳細
1	検討指標に合致していないが検討すべき状況になった場合	Jミルク戦略ビジョン推進特別委員会での協議の上、実施の可否について判断する